

子どもゆめ基金助成金子どもの体験活動・読書活動助成要領

平成13年4月11日
独立行政法人国立青少年教育振興機構規程第4-2号
平成13年11月12日
一部改正
平成14年8月9日
一部改正
平成15年8月27日
一部改正
平成16年5月25日
一部改正
平成17年4月13日
一部改正
平成17年9月1日
一部改正
平成18年4月1日
一部改正
平成19年8月7日
一部改正
平成21年9月8日
一部改正
平成22年8月30日
一部改正
平成23年8月30日
一部改正
平成24年12月26日
一部改正
令和3年4月1日
一部改正

1. 趣 旨

この要領は、子どもゆめ基金助成金交付要綱（平成18年4月1日独立行政法人国立青少年教育振興機構規程第4-1号、以下「交付要綱」という。）第3条第5項及び第25条の規定に基づき、子どもの体験活動及び読書活動の振興を図る活動に対する支援に関し、独立行政法人国立青少年教育振興機構（以下「機構」という。）が行う助成について、必要な事項を定める。

2. 助成対象活動

(1) 助成活動は、交付要綱第3条第1項第1号及び第2号の規定に掲げる活動とし、特色ある新たな取組や子どもの体験活動の裾野を拡げる取組を中心に助成金の交付の対象とする。

なお、施設整備又は備品購入を目的とする活動、参加者の募集範囲が当該団体の構成員のみに限定される活動、学校教育として行う活動、舞台芸術や音楽の鑑賞等のみを目的とした活動については、助成金の交付の対象としない。

(2) 前項の活動が、子どもゆめ基金審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、交付要綱第3条第2項に該当する活動と判断した場合は、助成金の交付の対象としない。

(3) 交付要綱第3条第3項第3号イ（地方公共団体を除く。）、ロ及びハに規定する団体からの補助金等が交付される活動並びに国又は国が出資した基金等に対して補助金等の交付申請を行っている活動は、助成金の交付の対象としない。

3. 助成対象団体

- (1) 助成金の交付の対象となる団体は、交付要綱第3条第3項に該当し、かつ日本国内に所在地を有する団体とする。
- (2) 機構は、前項の規定にかかわらず、交付要綱第19条第1項第1号から4号、6号から8号の規定により助成金の交付取り消しを行ったときは、当該助成活動団体に対し当該認定の日から5か年度を上限に助成金の対象団体から除外することができる。
- (3) 前項の規定により除外される期間が5か年度となった団体は、団体名、代表者名等について公表するものとする。

4. 助成対象経費

助成金の交付の対象となる経費は、謝金、旅費、雑役務費及びその他経費とする。

5. 助成金の額

- (1) 助成金の額は、助成対象経費合計額又は助成金の額の限度額のうちいずれか低い金額を上限とし、委員会の議を経て決定する。
- (2) 1活動あたりの助成金の額は、2万円以上限度額までとする。
- (3) 助成金の額の限度額については別表1のとおりとする。ただし、活動実績のない新規団体への助成については、原則として上限額の2分の1とする。

6. その他

- (1) 交付要綱第11条第1項に基づき理事長が定める軽微な変更は、別表2のとおりとする。
- (2) この要領に定めるもののほか助成金の交付に関し必要な事項、及びこの要領により難しい場合は、理事長が定める。

附 則

この要領は、平成13年4月11日から適用する。

附 則（平成13年11月12日一部改正）

この要領は、平成14年度分の助成金から適用する。

附 則（平成14年8月9日一部改正）

この要領は、平成15年度分の助成金から適用する。

附 則（平成15年8月27日一部改正）

この要領は、平成16年度分の助成金から適用する。

附 則（平成16年5月25日一部改正）

この要領は、平成16年6月1日から適用する。

附 則（平成17年4月13日一部改正）

この要領は、平成17年度分の助成金から適用する。

附 則（平成17年9月1日一部改正）

この要領は、平成18年度分の助成金から適用する。

附 則（平成18年4月1日一部改正）

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年8月7日一部改正）

この要領は、平成20年度分の助成金から適用する。

附 則（平成 21 年 9 月 8 日一部改正）
この要領は、平成 22 年度分の助成金から適用する。

附 則（平成 22 年 8 月 30 日一部改正）
この要領は、平成 23 年度分の助成金から適用する。

附 則（平成 23 年 8 月 30 日一部改正）
この要領は、平成 24 年度分の助成金から適用する。

附 則（平成 24 年 12 月 26 日一部改正）
この要領は、平成 24 年 12 月 26 日から適用する。

附 則（令和 3 年 4 月 1 日一部改正）
この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

別表 1 助成金の額

活動規模	限度額
市区町村規模	100万円
都道府県規模	200万円
全国規模	600万円

- (注) 1. 1活動あたりの限度額とする。
2. 限度額の範囲内で助成金の額を交付する。

別表 2 理事長が定める軽微な変更

内容の変更	・活動の目的、規模及び分野の変更を伴わない変更
経費の変更	・交付要綱第7条第1項により交付された助成金の額の変更を伴わない変更

子どもゆめ基金助成金子ども向け教材開発・普及活動助成要領

平成13年 4月11日
独立行政法人国立青少年教育振興機構規程第4-4号
平成13年11月12日
一部改正
平成14年 8月 9日
一部改正
平成16年 5月25日
一部改正
平成17年 4月13日
一部改正
平成17年 9月 1日
一部改正
平成18年 4月 1日
一部改正
平成21年 9月 8日
一部改正
平成24年12月26日
一部改正
令和 3年 4月 1日
一部改正

1. 趣 旨

この要領は、子どもゆめ基金助成金交付要綱（平成18年4月1日独立行政法人国立青少年教育振興機構規程第4-1号、以下「交付要綱」という。）第3条第5項及び第25条の規定に基づき、インターネット等で利用可能な子ども向けの教材を開発・普及する活動に対する支援に関し、独立行政法人国立青少年教育振興機構（以下「機構」という。）が行う助成について、必要な事項を定める。

2. 助成対象活動

- (1) 子どもゆめ基金助成金（以下「助成金」という。）の交付の対象となる活動（以下「助成活動」という。）は、交付要綱第3条第1項第3号の規定に掲げる活動とする。
なお、施設整備又は備品購入を目的とする活動、主として学校教育用教材を開発・普及する活動については、助成金の交付の対象としない。
- (2) 前項の活動が、子どもゆめ基金審査委員会（以下「委員会」という。）において、交付要綱第3条第2項に該当する活動と判断した場合は、助成金の交付の対象としない。
- (3) 交付要綱第3条第3項第3号イ（地方公共団体を除く。）、ロ及びハに規定する団体からの補助金等が交付される活動並びに国又は国が出資した基金等に対して補助金等の交付申請を行っている活動は、助成金の交付の対象としない。

3. 助成活動の条件

- (1) 助成金の交付を受けた団体は、開発した教材を最低3年間はインターネットを通じて無償で提供しなければならない。なお、インターネットに加えて、記録メディアにより提供する場合は、無償又は廉価で提供しなければならない。
- (2) 助成金の交付を受けた年度の1月末までに教材の開発が完了し、上記(1)に定める利用者への提供が開始できること。

4. 助成対象団体

- (1) 助成金の交付の対象となる団体は、交付要綱第3条第3項に該当し、かつ日本国内に所在地を有する団体とする。
- (2) 機構は、前項の規定にかかわらず、交付要綱第19条第1項第1号から4号、6号から8号の規定により助成金の交付取り消しを行ったときは、当該

助成活動団体に対し当該認定の日から5か年度を上限に助成金の対象団体から除外することができる。

- (3) 前項の規定により除外される期間が5か年度となった団体は、団体名、代表者名等について公表するものとする。

5. 助成対象経費

助成金の交付の対象となる経費は、別表1のとおりとする。

6. 助成金の額

助成金の額は、助成対象経費合計額又は1,000万円のうちいずれか低い金額を上限として、委員会の議を経て決定する。

7. その他

- (1) 交付要綱第11条第1項に基づき理事長が定める軽微な変更は、別表3のとおりとする。

- (2) この要領に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この要領は、平成13年4月11日から適用する。

附 則（平成13年11月12日一部改正）

この要領は、平成14年度分の助成金から適用する。

附 則（平成14年8月9日一部改正）

この要領は、平成15年度分の助成金から適用する。

附 則（平成16年5月25日一部改正）

この要領は、平成16年6月1日から適用する。

附 則（平成17年4月13日一部改正）

この要領は、平成17年度分の助成金から適用する。

附 則（平成17年9月1日一部改正）

この要領は、平成18年度分の助成金から適用する。

附 則（平成18年4月1日一部改正）

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成21年9月8日一部改正）

この要領は、平成22年度分の助成金から適用する。

附 則（平成22年8月30日一部改正）

この要領は、平成23年度分の助成金から適用する。

附 則（平成24年12月26日一部改正）

この要領は、平成24年12月26日から適用する。

附 則（令和3年4月1日一部改正）

この要領は、平成30年4月1日から適用する。

別表1 助成対象経費

事 項	経 費 項 目	
開発企画・事務費	謝 金	
	旅費（制作費の取材費を除く）	
	雑 役 務 費	
	その他経費	通 信 運 搬 費
		印 刷 製 本 費
		借 料 損 料
消 耗 品 費		
システム設計費	シ ス テ ム 設 計 費	
	プ ロ グ ラ ム 費	
制 作 費	取材費（開発企画・事務費の旅費を除く）	
	制作スタッフ委託費	
	出 演 費	
	編 集 ・ 録 音 費	
	美 術 ・ 音 楽 費	
	スタジオ等レンタル費	
普 及 事 業 費	教 材 作 成 費	
	教 材 普 及 費	
	著 作 権 使 用 料	

（注）この表に該当しない経費が必要な場合は、別途協議すること。

別表2 理事長が定める軽微な変更

内容の変更	・開発日程の変更（助成金を交付された年の翌年2月末日までに限る。）
経費の変更	・事項ごとに積算された助成対象経費の20%を超えない金額を当該事項に又は他の事項から流用する場合（20%を超える金額の流用であっても、その額が5万円に満たない場合の流用を含む。）